

企業立地促進施策について

アメリカのサブプライムローン問題に端を発した世界同時不況、及び円高により日本経済を牽引してきた輸出産業の経営が悪化し、経済、雇用に深刻な影響をもたらしております。横浜市としても、昨年 11 月に緊急経済対策本部を設置し、様々な対策に取組んでいるところですが、特に経営基盤の脆弱な中小製造業にとっては、当面の資金繰りとともに、中長期的には事業分野の拡大や競争力の強化が大きな課題となっております。

本市の企業立地促進施策は、「企業立地促進条例」を中心に展開しております。本条例は、大企業誘致による市内企業への受注機会の拡大だけでなく、中小企業の小規模な投資にも配慮した制度になっており、中小企業の独自の技術力を活用した事業拡大や生産性の向上に向けた投資に大きな役割を果たしてまいりました。

しかし、本条例は 5 年間の時限措置となっており、平成 21 年 3 月末までの申請を期限に終了します。

そこで、これまでの実績や成果等を踏まえ、今後の企業立地促進施策について検討を行い、方向性をまとめましたので、報告します。

1 企業立地促進の考え方

(1) 市内企業の受注機会の拡大

現行条例では、建設、設備投資の発注額の 90%が市内企業に対して行なわれており、市内経済を活性化する効果が高いことから、引き続き、支援することが必要です。

[表 1] 企業立地促進条例での建設・設備投資における市内企業発注状況

発注件数	総発注	市内企業への発注
	684 件	531 件 (78%)
発注額	351 億円	317 億円 (90%)

※事業開始した 20 件中、14 件から回答

(2) 中小企業の投資を促進

現行条例では、44 件の認定実績（平成 20 年 12 月末現在）のうち、17 件（約 40%）が中小企業によるものであり、中小企業の投資にも貢献していることから、引き続き、支援することが必要です。

[表 2] 企業立地促進条例の認定実績（平成 20 年 12 月末現在）

企業規模	総認定 件 数	内訳	
		業務系	工業系
大企業	27 件	9 件	18 件
中小企業	17 件	4 件	13 件
合計	44 件	13 件	31 件

※業務系：主に自社ビル、賃貸ビルの建設に係る投資
工業系：主に工場の建設に係る投資

(3) 大企業を含めた既存産業の定着化を促進

裾野の広い製造業の高付加価値化や研究開発機能への投資を促進することにより、競争力を強化し、市内関連産業の経済基盤を確固たるものとし、市内への定着化を図っていくことが必要です。

- 高付加価値化を目指す工場の設備更新や研究開発機能の強化
- 工業系地域における事業活動の活性化、製造業の定着化

(4) 横浜ブランドの向上に資する企業、成長が期待される企業の集積を促進

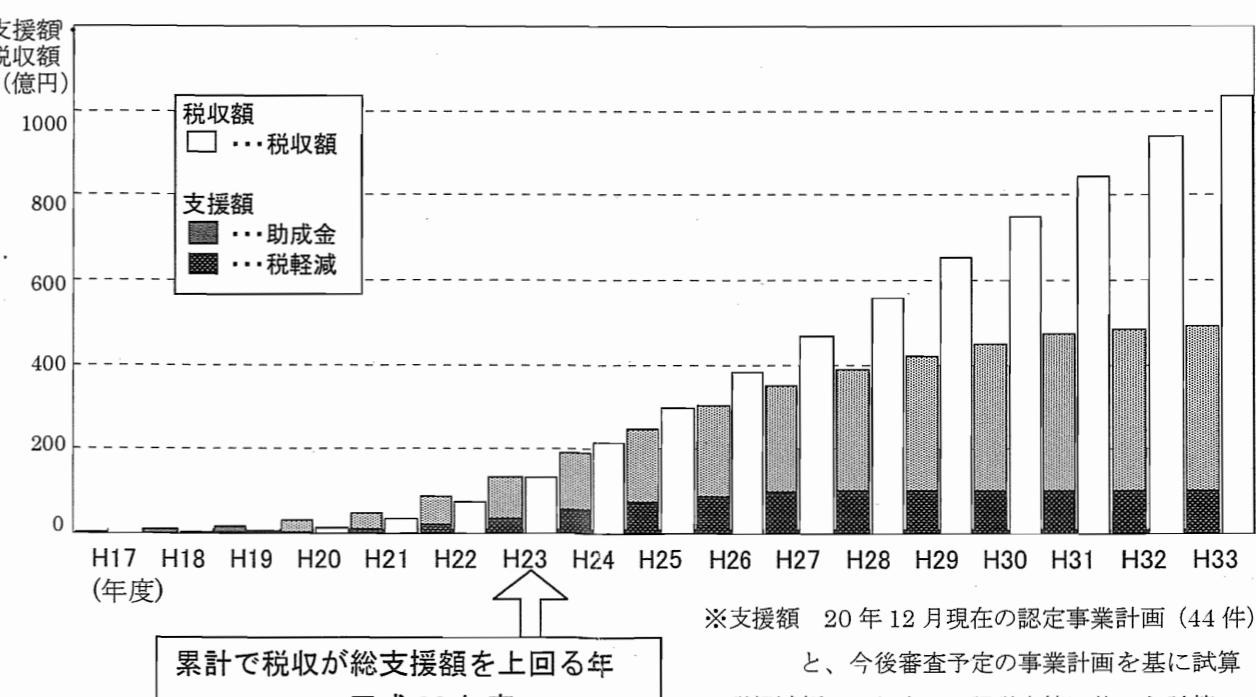
これまで、日産本社、富士ゼロックスなどの有力企業の新規立地により、横浜ブランドの向上が図られてまいりました。

今後とも引き続き、有力企業の立地を促進するとともに、自動車産業や IT 産業などの関連企業や、横浜経済を牽引する成長が期待される企業の集積を図っていくことが必要です。

(5) 中長期的な税収確保

企業立地には、新たな投資による固定資産税や事業活動による法人市民税により、中長期的には税収効果も見込まれます。そこで、本市の厳しい財政状況を踏まえつつも、他都市との競争に打ち勝てる支援を行うことが必要です。

[図 1] 総支援額（助成金＋税軽減）と税収の見込み



以上の企業立地の考え方を踏まえ、企業立地を促進することにより、市内経済を活性化するとともに、新たな市民雇用の場を確保し、今後とも中長期的に横浜市の経済や財政の基盤を支える企業の立地を促進してまいります。

2 今後の施策の考え方

(1) 現行の支援制度との対比

	現行の支援制度	今後の新規施策
業務系	賃貸オフィスビルの建設支援	廃止⇒テナント進出支援へ転換
	自社業務ビルの建設支援	継続
工業系	工場・研究所の建設・拡大支援	継続

(2) 支援内容

ア テナント進出支援

これまで市内に空室が少ないことがテナント誘致の支障となっていましたが、今後の賃貸オフィスビル供給増により、まとまった業務床が見込まれております。また、現在、空室率も上昇しつつあります。

[表3] 横浜ビジネス地区での空室率の推移（各年12月末現在）

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
横浜ビジネス地区	12.6%	8.9%	6.7%	5.4%	5.6%	8.6%

※横浜ビジネス地区…横浜駅、関内、新横浜周辺 (資料:三商事)

[表4] 平成23年度までの賃貸オフィスビル立地見込み

みなとみらい21、 横浜駅周辺、関内 周辺、新横浜都心 の各地域合計	20年9月現在		23年度までに立地見込み の賃貸オフィスビル	床面積 増加率
	貸室床面積(A)	件数	貸室床面積(B)	
	220.0万m ²	15件	42.6万m ²	19%

現在の投資意欲が減退している経済状況をみると、これらの賃貸オフィスビルに着実に市外からの企業を誘致し、企業集積を図ることが効果的であり、賃貸オフィスビルの建設投資に対する支援を廃止し、新たに賃貸オフィスビルのテナント進出支援に転換します。

[新たな支援の内容]

A 助成制度

横浜経済を牽引することが期待できる収益性がある企業を誘致するため、テナントに対する助成制度を新設します。

B 対象、要件

- 本社機能、研究開発機能
- 一定以上の経常利益を出していること
- 一定以上の規模で、本市に初進出すること

[参考1] 他都市のテナント進出支援策

(1) 周辺自治体

東京都	支援制度なし
川崎市	支援制度なし

(2) 助成上限額が大きい自治体

北九州市	助成金 賃料の1/2 上限10億円／1年 助成期間：1年間
福岡市	助成金 賃料の3/4 上限1億円／4年 助成期間：4年間
大阪府	助成金 賃料の1/3 上限6,000万円／2年 助成期間：2年間

イ 自社業務ビル、工場、研究所の建設投資支援

工場・研究所等の新增設を行うための投資支援については、財政状況、他都市の支援制度等を踏まえて、助成率、助成上限を見直したうえで、継続します。

[表5] 現行条例の支援内容

対象	投資額	市税の軽減	助成金の交付
大企業	10億円以上 50億円未満	固定資産税・都市計画税 税率1/2(5年間)	対象外
	50億円以上	同上	投資額の10% (限度額50億円)
中小企業	1億円以上 5億円未満	固定資産税・都市計画税 税率1/2(5年間)	対象外
	5億円以上	同上	投資額の10% (限度額50億円)

[見直しの内容]

A 市税の軽減

- 現行条例の内容を継続します。

B 助成制度

- 助成率

- ・「短期的・集中的に投資を促す」ために時限措置とした現行の企業立地促進条例に合わせて投資した者との差を設けます。
- ・研究開発機能の集積・強化に向け、研究所を重点的に支援します。

○ 助成上限額

- ・本市の財政状況、競合する他都市の支援制度の支援内容を踏まえた上限額とします。
- ・新たに土地を取得する場合について、別枠で支援します。

〔参考2〕他都市の支援策

(1) 自社ビルの建設支援

東京都	支援制度なし
川崎市	支援制度なし
神奈川県	助成金 投資額の10% 上限10億円 (研究所 投資額の15%、上限20億円)
さいたま市	助成金 投資額の10% 上限10億円
千葉市	助成金 固定資産税・都市計画税相当額 上限25億円

(2) 工業系

神奈川県	助成金 投資額の10% 上限10億円 (研究所 投資額の15%、上限20億円)
川崎市	助成金 投資額の10% 上限10億円
相模原市	助成金 投資額の10% 上限5億円

(3) その他

ア 地球温暖化に対する配慮

横浜市では、市全体で、「横浜市脱温暖化行動方針(CO-D030)」で定める目標の達成を目指しています。

また、平成20年7月、温室効果ガス排出量の大幅削減等により「低炭素社会」への転換を進め、国際社会を先導していく「環境モデル都市」として政府から選定されました。

そこで、企業立地にあたっても、温暖化対策への配慮を求ることとします。

イ 特定地域

比較的大規模な企業立地等が見込まれ、横浜市経済の活性化を図る上で、緊急かつ重点的に企業立地等を促進すべき地域として、引き続き、現行の条例が定める特定地域を対象とします。

ウ 次期施策の計画期間

現行の企業立地促進条例は、平成21年3月末までの申請を期限に終了することとなっておりますが、現在の経済情勢を鑑み、これに続く企業立地促進施策については、今後、3年間、平成21年度から23年度まで、実施することとします。

〔図2〕企業立地促進条例 特定地域

- ①みなとみらい21地域、②横浜駅周辺地域、③関内周辺地域、
④新横浜都心地域、⑤京浜臨海部地域、⑥臨海南部工業地域、
⑦内陸南部工業地域、⑧内陸北部工業地域、⑨港北ニュータウン地域

